

富士見市監査委員監査基準

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 一般基準（第5条—第11条）
- 第3章 実施基準（第12条—第19条）
- 第4章 報告基準（第20条—第24条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 富士見市監査委員監査基準（以下「本基準」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）の規定に基づき、本基準第4条第1項第1号から第9号までの監査（以下「監査」という。）、同項第10号の検査（以下「検査」という。）及び同項第11号から第14号までの審査（以下「審査」という。）並びにその他の行為の実施及び報告等に関して監査委員のよるべき基本事項を定めることを目的とする。

（規範性）

第2条 本基準は法第198条の3第1項に規定する監査基準であり、監査委員は、本基準に従って監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）並びに法令の規定により監査委員が行うこととされているその他の行為を実施するものとする。

なお、本基準に定められていない事項については、一般に公正妥当と認められる他の関連する基準等を参考にするものとする。

（監査等の目的）

第3条 監査等の目的は、当市の行財政運営について、健全性及び透明性の確保に寄与し、また、事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、もって住民の福祉の増進と市政への信頼確保に資することである。

2 監査委員は、自ら入手した証拠等を基に監査等の結果を形成し、第21条に規定する監査等の結果に関する報告等を決定し、これを議会及び市長等に提出する。

（監査等の種類及びそれぞれの目的）

第4条 監査等の種類及びそれぞれの目的は、次に掲げるとおりとする。

(1) 財務監査（法第199条第1項） 財務に関する事務の執行及び経営に係る

事業の管理が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に実施されているか監査すること。

- (2) 行政監査（法第199条第2項） 事務の執行が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に実施されているか監査すること。
- (3) 住民の直接請求に基づく監査（法第75条） 選挙権を有する者の五十分の一以上の連署による請求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に実施されているか監査すること。
- (4) 議会の請求に基づく監査（法98条第2項） 議会の請求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に実施されているか監査すること。
- (5) 市長の要求に基づく監査（法第199条第6項） 市長の要求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に実施されているか監査すること。
- (6) 財政援助団体等に対する監査（法第199条第7項） 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること。
- (7) 公金の収納又は支払事務に関する監査（法第235条の2第2項、公企法第27条の2第1項） 監査委員が必要と認めるとき又は市長の要求があるときに、指定金融機関等の公金の出納事務が正確に行われているか監査すること。
- (8) 住民監査請求に基づく監査（法第242条） 住民が市の職員等による違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実があると認め監査請求を行ったときに、請求に理由があるか等を監査すること。
- (9) 市長の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（法第243条の2の2第3項、公企法第34条） 市長の要求に基づき、職員が市に損害を与えた事実があるか等を監査すること。
- (10) 例月出納検査（法第235条の2第1項） 会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること。
- (11) 決算審査（法第233条第2項、公企法第30条第2項） 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること。
- (12) 基金の運用状況審査（法第241条第5項） 基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること。
- (13) 健全化判断比率審査（健全化法第3条第1項） 健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること。

(14) 資金不足比率審査（健全化法第22条第1項） 資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること。

2 前項第1号に規定する財務監査は、定例監査（法第199条第4項）又は随時監査（法第199条第5項）として実施する。

3 法令の規定により監査委員が行うこととされているその他の行為については、法令の規定に基づき、かつ、本基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

第2章 一般基準

（倫理規範）

第5条 監査委員は、高潔な人格を維持し、いかなる場合も信義に則り誠実な態度を保持するものとする。

2 監査委員は、常に、独立かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

3 監査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

4 監査委員は、第3条の目的を果たすため、自らの能力の向上と知識の蓄積を図り、常に自己研さんに努めるものとする。

（指導的機能の発揮）

第6条 監査委員は、第3条の目的を果たすため、監査等の対象組織に対し、適切に指導的機能を発揮するものとする。

（監査等の実施）

第7条 監査委員は、監査等の対象に係るリスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）を識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、効果的かつ効率的に監査等を実施するものとする。ただし、第4条第1項第3号から第5号まで及び第7号から第9号までの監査を除く。

2 前項のリスクの内容及び程度の検討に当たっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。

3 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

（報告の徴取）

第8条 監査委員は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「法施行令」という。）第168条の4第3項又は地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の5第3項の規定により、指定金融機関等に対する検査の結果について、会計管理者又は市長に対して報告を求めることができる。

2 監査委員は、法施行令第158条の2第5項の規定により、地方税の収納事務の受託者に対する検査の結果について、会計管理者に対して報告を求めることができる。

(監査調書等の作成及び保存)

第9条 監査委員は、年間監査計画及び実施計画（以下「監査計画」という。）、監査等の内容、判断の過程、結果及び関連する証拠その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、適切に保存するものとする。

(情報管理)

第10条 監査委員は、監査等において入手し、又は作成した情報が意図せず外部に流出しないよう、情報管理を徹底するものとする。

2 監査委員は、監査等において入手した個人情報について、富士見市個人情報保護条例（平成15年条例第3号）等に基づき適切に取り扱うものとする。

(質の管理)

第11条 監査委員は、本基準に則って、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとする。

2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員等を適切に監督し、指導するものとする。

第3章 実施基準

(合理的な基礎の形成)

第12条 監査委員は、監査等の実施に当たり、十分かつ適切な監査等の証拠等を入手して、決定する監査等の結果及び意見の合理的な基礎を形成するものとする。

(監査計画の策定)

第13条 監査委員は、監査等を効果的かつ効率的に実施することができるように、監査計画を策定するものとする。

2 監査委員は、監査計画の策定に当たり、リスクの内容及び程度、過去の監査結果、過去の監査の結果に対する措置の状況、監査資源等を総合的に勘案した上で、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 監査等の種類
- (2) 監査等の対象
- (3) 監査等の着眼点
- (4) 監査等の主な実施手続
- (5) 監査等の実施場所及び日程
- (6) その他監査等の実施上必要と認める事項

(監査計画の変更)

第14条 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜、監査計画を変更するものとする。

(監査等の手続)

第15条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効果的かつ効率的に入手するため、

監査計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

2 監査委員は、実施すべき監査等の手続を定めるに当たり、合規性、経済性、効率性及び有効性に着目し、併せて実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性等も考慮するものとする。

3 監査等は、試査又は精査により実施するものとする。

4 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手し、監査等の結果及び意見の合理的な基礎を形成するものとする。

(実施すべき監査等の手続)

第16条 前条第1項に規定する実施すべき監査等の手続は、書類、帳簿、証書、設計書その他記録に基づき、実査、立会い、確認、照合、突合、質問等とする。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第17条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

(他者情報の利活用及び調整)

第18条 監査委員は、監査等の実施に当たり、必要に応じて市長部局等（法第199条第7項に規定する財政援助団体等を含む。）の内部監査人、監査役、監事等と連携の上情報収集を図り、効果的かつ効率的な監査等の実施に努めるものとする。

(見解等の聴取)

第19条 監査委員は、監査等を実施した結果導き出される指摘、意見及び勧告等に関する報告の決定前に、必要がある場合は、その対象部局等の長から見解等を聴取するものとする。

第4章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の提出等)

第20条 監査委員は、監査（第4条第1項第8号の監査を除く。）又は検査を終了したときは、結果に関する報告を議会及び市長等に提出するものとする。

2 監査委員は、第4条第1項第1号から第6号までに定める監査の結果に基づいて必要があると認める場合は、結果に関する報告に添えて意見を提出するとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については、理由を付して勧告することができる。

3 監査委員は、審査を終了したときは、意見を市長に提出するものとする。

4 監査委員は、監査等の結果に関する報告等の提出に当たり、住民が理解しやすいように平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めるものとする。

(監査等の結果に関する報告等の記載事項)

第21条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項を記載す

るものとする。

- (1) 本基準に準拠している旨
- (2) 監査等の種類
- (3) 監査等の対象
- (4) 監査等の着眼点
- (5) 監査等の主な実施内容
- (6) 監査等の実施場所及び日程
- (7) 監査等の結果
- (8) その他必要と認める事項

2 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

3 監査委員は、重大な制約等により重要な監査等の手続を実施できず、監査等の結果及び意見を決定するための合理的な基礎を形成することができなかつた場合には、必要に応じて監査等の結果に関する報告等にその旨、内容及び理由等を記載するものとする。

(監査委員の合議)

第22条 次に掲げる事項の決定は、監査委員の合議によるものとする。

- (1) 第4条第1項第1号から第6号まで及び第9号に定める監査の結果に関する報告等
- (2) 第4条第1項第8号に定める監査及び勧告等
- (3) 第4条第1項第11号から第14号までに定める審査意見

2 監査委員は、第4条第1項第1号から第6号までに定める監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会及び市長等に提出するとともに、これらを公表するものとする。

(監査の結果に関する報告等の公表)

第23条 監査委員は、第4条第1項第1号から第6号まで及び第8号に定める監査の結果に関する報告等について、次に掲げる事項を監査委員の連名で、速やかに公表するものとする。ただし、除斥その他の事由により当該監査等を実施しなかつた監査委員がいる場合は、この限りでない。

- (1) 監査の結果に関する報告の内容
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

(措置状況の報告等)

第24条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関

する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるものとする。

2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から措置の内容の通知を受けた場合は、当該措置の内容を公表するものとする。

3 監査委員は、第4条第1項第8号の住民監査請求に基づく監査に係る勧告に基づき、議会又は市長等から必要な措置を講じた旨通知があったときは、これを請求人に通知し、かつ、公表するものとする。

附 則

本基準は、令和2年4月1日から施行する。